

【別紙】

**児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応について
幼稚園等・小学校・中学校・義務教育学校及び高等学校について（概要） No. 1**

* 以下は、児童生徒等への対応について示したものです。教職員の場合は以下の対応に準じて対応ください。

	① 教育活動において、感染者と感染対策なしに飲食を共にした者（※1）等への対応	② 教育活動において、感染者と接触した者への対応（左記①を除く）	③ 泊を伴う行事等において、感染者と同室であった者への対応
対応	≪濃厚接触者として扱わない≫ ・ 5日間の出席停止 とする （教育活動への参加を止める。教職員においては在宅勤務等に対応。） ・ 期間短縮の有無に係わらず、 7日間は「感染リスクの高い行動（◆2参照）」を行わないよう指導 ・ 健康観察の徹底等を指導 ・ 外出自粛の協力を要請 ・ 保健所へのリストの提出は不要	≪濃厚接触者として扱わない≫ ・ 7日間、「感染リスクの高い行動（◆2参照）」を行わないよう指導 ・ 健康観察の徹底等を指導 ・ 保健所へのリストの提出は不要	≪濃厚接触者として扱う≫ ・ 濃厚接触者の候補者リストを作成し、学校園所在地を管轄する保健所に提出（共有）する ・ 濃厚接触者として5日間の出席停止 とする ・ 期間短縮の有無に係わらず、 7日間は「感染リスクの高い行動（◆2参照）」を行わないよう指導 ・ 健康観察の徹底等を指導
期間	・ 出席停止期間... 5日間 * 抗原定性検査キット（※2）の活用で期間の短縮【最短で3日目の確認以降（2日連続の検査で陰性を確認できた場合）】が可能 ・ 行動指示期間... 7日間（最終接触の翌日から）	・ 行動指示期間... 7日間（最終接触の翌日から）	・ 出席停止期間... 5日間 * 抗原定性検査キット（※2）の活用で期間の短縮【最短で3日目の確認以降（2日連続の検査で陰性を確認できた場合）】が可能 ・ 行動指示期間... 7日間（最終接触の翌日から）
登校	⇒ 出席停止とする（5日間） * 濃厚接触者の自宅待期間期間への対応に準じた出席停止	⇒ 出席停止としない	⇒ 出席停止とする（5日間） * 濃厚接触者の自宅待期間期間に対応した出席停止

- ◆1 ①～③については、感染者と感染可能期間（※3）に接触（※4）があった場合を示す。
- ◆2 「感染リスクの高い行動」の例
 - ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触
 - ・ 上記の方々が多く入所、入院する高齢者、障がい児者施設や医療機関への訪問
 - ・ 不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントへの参加
- ◆3 健康観察の徹底等には、「体調が悪くなった際には医療機関へ連絡のうえ受診するよう指導すること」を含む

- ※1 飲食の場面で、手で触れることのできる距離（目安として1m）でマスクなしで15分以上話をした者
- ※2 抗原定性検査キットは薬事承認されたもの（体外診断用医薬品）とする
- ※3 感染者が感染力を持っている期間
 - ・ 感染者が有症状の場合 症状が出た日の2日前から療養終了日まで
 - ・ 感染者が無症状の場合 検体をとった日の2日前から療養終了日まで
- ※4 接触の状況の例は、概要No. 2のフロー図を参照

【参考】

- 令和4年7月25日付け文部科学省事務連絡 「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」
- 令和4年7月27日付け府健康医療部長通知 「第七波の感染急拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化について」
- 文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）」
- 大阪府健康医療部HP：濃厚接触者の方へ <https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseinoukoujigyou.html>

【別紙】

児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応について 幼稚園等・小学校・中学校・義務教育学校及び高等学校について（概要）No. 2

学校において感染者が確認された場合の対応確認フロー

【感染者が感染力を持っている期間（感染可能期間）は？】

- 感染者が有症状の場合 症状が出た日の2日前（令和 年 月 日）から療養終了日まで
- 感染者が無症状の場合 検体をとった日の2日前（令和 年 月 日）から療養終了日まで

教育活動において、感染者の感染可能期間に、以下のいずれかに当てはまる接触があった者がいた。

泊を伴う
行事等
において、
感染者と
同室で
あった。

いいえ

（泊の有無にかかわらず）以下のいずれかの接触があった

- 手で触れることのできる距離（目安として1m）でマスクなしで15分以上会話をした
- 車内等で長時間〔1時間以上〕の接触〔「会話」や「共有のものを使用」〕があった
- 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をしていた
- 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い
（参考：大阪府健康医療部HP）

はい

いいえ

はい

その接触のあった者は、飲食の場面で、手で触れることのできる距離（目安として1m）でマスクなしで15分以上話をした。

引き続き、学校における感染対策を徹底する。

はい

いいえ

- 濃厚接触者の候補者リストを作成するとともに、学校園所在地を管轄する保健所に提出し共有する。
- 濃厚接触者として**5日間の出席停止**とする。
- 期間短縮の有無に係わらず、**7日間は「感染リスクの高い行動（◆参照）」を行わないよう指導。**
- 健康観察の徹底等を指導。

（概要No. 1 ③の対応）

- **5日間の出席停止**とする。
- 期間短縮の有無に係わらず、**7日間は「感染リスクの高い行動（◆参照）」を行わないよう指導。**
- 健康観察の徹底等を指導。

（概要No. 1 ①の対応）

- **7日間「感染リスクの高い行動（◆参照）」を行わないよう指導。**
- 健康観察の徹底等を指導。

（概要No. 1 ②の対応）

※ いずれの場合も、体調不良になった場合は、速やかにかかりつけ医等医療機関へ連絡のうえ、受診するよう指導してください。（必要に応じて、新型コロナ受診相談センターを活用）

◆ 「感染リスクの高い行動」の例

- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触
- ・ 上記の方々が多く入所、入院する高齢者、障がい児者施設や医療機関への訪問
- ・ 不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントへの参加

【参考】

- 令和4年7月25日付け文部科学省事務連絡 「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」
- 令和4年7月27日付け府健康医療部長通知 「第七波の感染急拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化について」
- 文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）」
- 大阪府健康医療部HP：濃厚接触者の方へ <https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseinoukoujigyou.html>